

市 民 環 境 委 員 会 記 録

日 時	令和 2 年 1 2 月 1 4 日 (月) 午後 1 時 0 0 分～午後 1 時 2 8 分 午後 1 時 3 3 分～午後 2 時 0 0 分 午後 2 時 0 4 分～午後 2 時 3 8 分 午後 2 時 4 3 分～午後 2 時 5 0 分
場 所	第 5 ・ 第 6 委 員 会 室
出席委員	○日下みや子 内田 博紀 大橋 昌信 円谷 憲人 橋口 幸生 浜田智香子 福元 愛 山田 一一
委員外出席者	なし
欠席議員	◎中島 俊
説明のため出席した者	地域づくり推進部長 (小貫省三) 次長兼協働推進課長 (永塚洋一) 協働推進課副主幹 (竹内邦裕) 地域支援課長 (高村 光) スポーツ課長 (黒須美浩) スポーツ課主査 (糸川孝幸) 市民生活部長 (中山浩二) 環境部長 (國井 潔) 廃棄物政策課長 (原 晃一) 南部クリーンセンター所長 (橋爪良洋) 水道事業管理者 (成嶋正俊) その他関係職員

午後 1時開会

○副委員長 ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

○副委員長 それでは、お手元に配付した審査区分表に従いまして審査を進めてまいります。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

副委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たりましては、副委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いを申し上げます。また、答弁漏れのないように御注意を願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。スマートフォン等は会議中操作されないよう御注意願います。そのほか電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意いただきたいと思っております。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第5、第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところでございます。全国的に、また本市においても感染が深刻化しておりまして、この委員会において感染が拡大するようなことが決してないよう、質疑、答弁につきましても、できるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れまして換気を行いますので、よろしく願います。

また、傍聴についてなんですが、申出の人数が10人を超えた場合には、当委員会室に傍聴者全員が入ることはできないということになっております。そこで、申し訳ございませんけれども、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順とさせていただきます。ただし、委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしく願います。

それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることといたします。

○副委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第22号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 こんにちは。それでは、議題となりました議案第1区分について、議案第22号についてお尋ねをいたします。

まずは、地域支援課にお尋ねいたします。柏まつりの今後の在り方に関する調査、検討のためのアンケートを実施するというごさいますけれども、このアンケート費用、アンケートの目的、費用については資料にごさいますので、アンケートの目的についてお示してください。

○地域支援課長 目的ですけれども、柏まつりが、柏駅前のまちの形が年々変わってきておりまして、住民が増えてきたなどいろいろ変化がありますので、それに対応した形で新たな形、柏まつりの在り方を見直すためにアンケートを実施いたします。以上です。

○内田 アンケートの主体はどちら辺を調査するのか、お尋ねいたします。

○地域支援課長 アンケートは、柏市内で約2,000人にお出しして、あと市外の方に500人ぐらい対象としております。その中で具体的には柏駅周辺の方に1,000人ぐらい重点的にアンケートを実施して、それ以外の地域で1,000人ぐらいということで考えております。

また、市外の方も柏市の祭りのほうに参加していただいている方などを対象にアンケートを実施したいと考えております。以上です。

○内田 アンケートの対象者の絞り込みというのは、無作為でございますかね。その点お尋ねします。

○地域支援課長 対象者は無作為で行います。

○内田 柏まつりにつきましては、市民の方からも今年度はオリンピック、結局コロナウイルス感染症で実施できなかったと。来年度もコロナウイルス、もしくはオリンピックが実施された場合にも恐らく中止になろうということで、2か年やらないということに対して危惧をする声が大分聞かれておりますので、このアンケートをもって柏まつりの存廃を判断するというような、そういう意図はないということで確認してよろしいでしょうか。

○地域支援課長 私どもが取り組んでいるアンケートは、存廃を判断するとか、そのような形では考えておりません。以上です。

○内田 続きまして、廃棄物政策課にお尋ねをいたします。山高野浄化センターの管理運営の委託に関する債務負担行為の設定についてでございます。

まず、債務負担行為を設定していくということなので、今後この施設は維持されると思うんですが、ちょっと将来像をお尋ねしたいんですけど、公共施設等総合管理計画では、本施設は何年度にどのようなことをするというふうに規定されていますでしょうか、お尋ねします。

○廃棄物政策課長 山高野浄化センターにつきましては、今委員おっしゃったとお

り、柏市公共施設等総合管理計画におきまして、令和17年までは現有施設を維持していくということとなっております、それ以降、令和18年以降に施設の老朽化に合わせた建て替え、縮小、あるいは機能の移転等を検討していくということとしております。以上でございます。

○内田 今後公共下水道や合併浄化槽の普及によって、し尿処理や汚水処理については縮減してくるかと思うんですが、長期的な需要というのはどのように見込んでいますでしょうか、お示してください。

○廃棄物政策課長 今現在のし尿処理、浄化槽処理量、これを見ますと、減少傾向にあるものの微減傾向というところがございますので、今後も処理そのものについては、全くこれがなくなるということはないというふうに考えております。以上でございます。

○内田 あと本市においては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合で共同処理しているし尿、汚水処理施設がございます。あじさいでございますけれども、こちらとの整合性というんですか、旧柏地域の処理が少なくなってきて、これを合併するとか、あるいはどちらかに一本化して組合方式でやるとか、そういう協議というのはなされているんでしょうか、お示してください。

○廃棄物政策課長 現状におきましては、それぞれ旧柏地域のし尿等の処理は山高野浄化センター、そして旧沼南地域のし尿等についてはクリーンセンター、アクアセンターあじさいのほうで処理を行っております、もちろん将来的な統廃合等の可能性はございますが、現状におきましてはこういった統廃合の協議はなされておられません。以上でございます。

○内田 分析は的確にされているかと思いますので、債務負担行為を設定していただくものには歓迎するところがございます。委託事業ということですが、本来直営で行っていただきたいというところがございますけれども、今課長が述べられたような計画的、需要予測も含めた運営に努めていただきたいことを申し上げまして、私の議案第1区分に対する質疑を終了いたします。ありがとうございました。

○浜田 よろしくお願いたします。まず、山高野浄化センターについてお伺いします。現在のセンターで担っている処理対象人口はどれくらいでしょうか。

○廃棄物政策課長 旧柏地域におきましての浄化槽人口というところで申し上げますと2万5,000人、そしてくみ取りの人口につきましては2,100人ということになっております。以上でございます。

○浜田 今まだその人口も増加傾向にあるということで、2025年まで増加していった、そこから人口も減少に転じるということもありますけれども、先ほどのお話で、総合管理計画17年度まで維持をして18年度から建て替えということで、この将来的な人口の減少も見据えて、18年度の建て替えの際に規模の縮小の可能性もあるということでお考えでしょうか。

○廃棄物政策課長 先ほども御答弁したとおりでございますが、18年度以降につきましては、施設の老朽化に合わせて、建て替え、縮小、あるいは機能の移転、こう

いったことについての検討をしていくということとしております。以上でございます。

○**浜田** 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、ふるさと運動補助金なのですが、柏の葉ふるさと協議会が設立されたことに伴う活動費の補助の120万円ですかね、なのですが、このふるさと協議会の活動費というのは、使途が限定されているものでしょうか。例えば今回そのコロナ対策等のために緊急で支出する場合も、そこから使うということでしょうか。

○**地域支援課長** 補助金の使途、補助金に、適正な形での利用はお願いしておりますが、今回はコロナウイルスの対策として、地域コミュニティの観点から必要でしたら、そちらのほうはお使いいただけるように考えております。以上です。

○**浜田** 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○**副委員長** ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより採決いたします。

○**副委員長** 議案第22号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第22号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**副委員長** 次に、議案第2区分、議案第5号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（中央体育館改修工事（建築工事））、議案第11号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー））、議案第12号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター））の3議案を一括して議題といたします。

本3議案について、質疑があればこれを許します。

○**内田** では、議案第5号の中央体育館の建築工事の一部変更についてでございますが、変更議案でございまして、今回政策的な変更があるということでございますので、やはりこの間、工事の契約変更というのが大変相次いでございまして、インフレスライド、労務単価の上昇に伴うもの以外にも、政策的なものが他部署にわたって山積されておりますので、その点は精査していただきたいことをまず申し上げ、本委員会所管分でございます議案第5号についてお尋ねをいたします。

まず、前議会のときに報告をいただいた際にもお尋ねをしたところでございますが、今回の変更にあたって設計段階で精査できていたことというのはどういったこととございますか、お示してください。

○**スポーツ課長** 議案説明資料においても御説明したとおりですが、今回変更項目は13項目ありました。そのうち設計段階で分かった変更については3点ございます。

1点目は、アリーナと器具庫の扉の交換。2点目は、アリーナ小屋裏点検口をふさぐ工事。それから、アリーナ雨どいの塗装工事の3項目になります。以上です。

○内田 設計段階でこれらのことが本来判明しているべきだったということですが、いますけれども、この3項目に関して、まず責任主体というんですか、瑕疵責任というのは設計側にあるとお考えなのか、行政側にあるとお考えなのか、いかがでしょうか。

○スポーツ課長 今回の案件につきましては、当該工事の図面や内訳書などを作成していく中で、設計業者及び柏市の双方でチェック漏れ、あるいは失念があったものと認識しております。以上です。

○内田 双方での相互確認という作業は行ったのでしょうか、お示してください。

○スポーツ課長 基本的に設計業者とのすり合わせ、あるいは現地確認は市と共同で行っております。以上です。

○内田 その後、建築工事に入って以降、工事をしていく過程で、まず、ごめんなさい、議案資料にもあるかと思うんですが、手元に今資料なくて恐縮なんで、お尋ねしますが、この13項目あるうち設計の段階で精査できたことがあるということが発見できたのはいつの段階ですか。

○スポーツ課主査 これは工事が始まってから、それぞれ別なんですけど、7月から10月ぐらいまでにかけて3件出てきたような形になります。

○内田 それは工事業者からの指摘でしょうか、設計業者からの指摘でしょうか、行政の確認でしょうか。

○スポーツ課主査 基本的に多かったのが、業者からの指摘になってきます。工事の請負業者からという形になります。

○内田 体育館をリニューアルして大規模改修工事をするには異論はございませんけれども、やはりちょっと今回については緊張感は欠けていたのかなということとは指摘せざるを得ません。

工期についてですが、今回13項目の契約変更がございますけれども、これに伴って工期の変更は生じますか。

○スポーツ課長 工期の変更はございません。2月の末を予定しております。以上です。

○内田 よいものを造っていただきたいという反面、設計段階で見つけられることが見つかっていなかったということについては指摘をして、次、議案第11号に移ります。

議案第11号は、パレット柏、市民交流センター、市民ギャラリーの指定管理者を指定するものがございますけれども、2つの応募事業者があったということですが、今回アクティオに引き続き、大半はアクティオが担うということになっていますけれども、これにつきましてはどの点がどのように評価されたのか、もう一業者の不利益にならない範囲でお示してください。

○次長兼協働推進課長 内容的にはそれぞれ非常にいい提案をしていただきました

けれども、候補団体となったところは、施設の安定的な運営、人員体制という面で、ほかよりも高かったという結果となりました。以上です。

○内田 継続となったアクティオにつきましては、この2016年からの5年間でどのような実績があって、どのような市民からの評価があったというふうにお考えでしょうか。

○次長兼協働推進課長 まず、新しく開館した施設ですけれども、当初私どもも予想していなかったほど多くの市民に御利用をいただきました。予測では20万人もいかないであろうというところが、年間42万人というところで、多くの方にお越しいただき、リピーターの方も多いと。あと、非常に若い世代が、ほかの公共施設としては珍しく、高校生などの若い方々の利用もあり、そういった意味での利用者の満足度は高かったのかなと思います。以上です。

○内田 ただ、一方かなり市場性、競争性の高い事業者でもございます。民間でも大分いろんな事業を担っているようですので、そういう点ではこのパレット柏の運営については評価するところがございますが、指定管理者につきましては、将来一社独占という可能性も心配するところがございますので、まず労働条件についてお尋ねします。この今回の指定管理者の公募に当たっては、労働条件については何か仕様を付したのでしょうか、お示してください。

○次長兼協働推進課長 労働条件につきましては、まず募集要項のところでは要求水準という項目を設けていて、そこで細かく記載しております。また、仕様書におきまして法令遵守ですとか運営体制、あと人員体制を明記してございまして、それをさらに協定書というのをこれ今後結ぶんですが、そこできちっと守っていただくように担保する予定です。以上です。

○内田 この5年間で同事業者につきましては、正規と非正規の割合というのはどうなっていたでしょうか。

○次長兼協働推進課長 現状ですと正規と非正規ですと、採用人数でいうと職員が6人、パートが12名、清掃作業員が8名ということで、人数としてはいわゆる非正規、パート系が多い状況です。以上です。

○内田 指定管理者の問題というのは、その非正規化されるということもありますし、仮に指定管理者の業者が替わってしまった場合、その従業員が継続的に雇用されないという懸念もございますので、今非正規が大変多いということではございますが、今後この議案が可決された場合、今後の5年間については、正規、非正規の状況はどうなっていくのでしょうか、お示してください。

○次長兼協働推進課長 人数の割合としてはそれほど変わってきませんが、今回私どものほうの見積もった予算の中では人件費を厚く見ているので、それなりの専門的な人材を確保するための賃金は確保されると思っております。以上です。

○内田 賃金については、先ほど法令の遵守ということがございましたが、最低賃金でよしという判断ではないという確認でよろしいでしょうか。

○次長兼協働推進課長 もちろんです。最低賃金のことは、当然募集要項ですとか

仕様書等に記載していますが、例えば労働条件ですとか良好な職場環境等も求めています、それにつきましてはモニタリングという制度がありまして、そこで厳しくチェックしたり指導したりしていく予定です。以上です。

○内田 指定管理者制度、パレット柏というのは、債務負担行為の前議会での議論させていただいたように、市民と市が協働していくものでございますので、指定管理者制度の導入はちょっとなじまないかなという感はいたします。このことは指摘いたします。

続きまして、議案第12号について、国際交流センターについてでございますが、指定管理者の指定についてでございますけれども、近隣で国際交流センターに類する施設を指定管理者で運営している団体というのをお示してください。

○次長兼協働推進課長 近隣のセンターで指定管理者というのは近くにはございませんが、浦安市の国際交流センターが指定管理者を採用しています。また、鎌ヶ谷にも国際交流センターのようなものがあるのですが、こちらも実は地域の国際交流協会に任せているんですが、それは指定管理者なのか委託なのか、ちょっとそちらの体制については把握してございません。以上です。

○内田 近隣で指定管理者を導入していないという理由というのは、何か情報はございますか。

○次長兼協働推進課長 柏市でも平成28年度までの体制と似ていると思うんですけれども、各市には国際交流協会というのが、まずどこにも設置されていて、その協会の補助したり支援する形で国際交流を図っているというところが多うございます。以上でございます。

○内田 この5年間を見ても、国際交流協会が指定管を受けてかなり活発に仕事もされておりますので、指定管理者制度そのものには疑問は感じますけれども、本市の国際交流協会を指定管理者とすることについては妥当だと私は判断をいたします。以上をもちまして議案第2区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○副委員長 ここで、先ほど申しましたように30分ぐらいで、目安に休憩を取ると申しましたので、ここで暫時休憩にしたいと思います。

午後 1時28分休憩

○

午後 1時33分開議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質問どうぞ。

○浜田 よろしくお伺いいたします。議案第11号についてお伺いします。指定管理者の指定について、こちらの募集に当たって市としての理念どう反映させたのか、お聞かせください。

○次長兼協働推進課長 まず、指定管理を行わせる理由を募集要項、仕様書に明記いたしまして、応募企業にその旨を御理解いただくことに努めました。また、より

複数の応募があるように、そういった努力もいたしました。

具体的には5年前に応募してくださった企業に再び応募があることをお伝えし、企業等から何か要望等があれば、それも仕様書に反映できないか検討して実現をしたところでした。以上です。

○**浜田** ほかの応募された方で市内に事業所がある方というのはいらっしゃるなかったのでしょうか。

○**次長兼協働推進課長** 議案第11号は今回2社の応募でしたけれども、全て市外でございました。以上です。

○**浜田** 京都ですか、京都とあと目黒区となっているんですけども、これ2016年からの引き続きということなのですが、4年間たつわけですよ。これは比較的遠隔地に本拠地があるというふうになるんですが、これ柏の実情をよく把握しているというふうに判断されてのことでよろしいのでしょうか。

○**次長兼協働推進課長** 今回この応募いただいたところは、アクティオというところとオリックス・ファシリティーズの共同体なんですけれども、アクティオについては確かに目黒区でございまして、既に日本の国内の中の100以上の指定管理を受け持っていて、また柏市内でもそうですが、近隣の流山でも我孫子でも東葛地域の指定管理を請け負っておりまして、このエリアを統括する担当責任者もいるぐらいですので、その辺りは安心できるかなと。オリックス・ファシリティーズは、もともとビル管理系の会社がオリックスと一緒にあって、こういった名称にはなっているんですけども、パレット柏は、駅前の再開発の大きなマンションの一角を占めていますが、そのマンションの管理自体もこのオリックス・ファシリティーズが請け負っているということで、そこうまく組んで提案をしてきたというところで、管理運営面においても安心できるという団体になっています。以上です。

○**浜田** 分かりました。あとは、職員の採用等々なんですけども、これやっぱりコロナ禍で、やはりかなり市内の雇用情勢も悪化していると思われるので、なるべくその柏市民の雇用先というか、そういう意味でも確保された状態、柏市民が就職できる場の一つとして、それに資するものであってほしいなということもあるんですが、そういったことの意図は、管理者の皆さんというのは伝わっているんですか。

○**次長兼協働推進課長** 雇用の関係につきましては、募集要項と仕様書のほうでも地元雇用を促進することということでうたっていて、また年に1回のモニタリングでも地元雇用者の確保というチェック項目があって、そこできちんとチェックするようにやっています。以上です。

○**浜田** ぜひ、こういう状況ですから、市内の市民の方中心に働ける場所としてあってほしいなというところでもあります。以上です。ありがとうございます。

○**円谷** 12号議案なんですけど、審査評価表の集計結果のところの4-1、維持管理、安全管理及び危機管理の内容というところが60点中36点というところで、いささかちょっと不安だなというふうを感じるんですけど、その辺の見解をお示してください。

○**次長兼協働推進課長** 確かに御指摘いただいたとおり、全評価項目の中でこの部

分が一番点数が、そうですね、満点中低いという認識でおります。実は執行部としては、施設の安定的な管理につきましては、11号議案では最もそこを重視しているんですけども、12号議案のほうでは国際交流センターというところで、管理運営するスペースが非常に少なくなっています。むしろその上の項目の3-1、3-2の評価項目、言わばソフト事業、サービス向上の部分に重きを置いていまして、こちらの配点を多くしていて、こちらに適正な配点がついているものですから、水準以上の候補団体であると認識しております。以上です。

○**円谷** 11号のほうのところは、確かに点数をきちんと取っているようなところなのかなというふうに思いますし、あとは建物自体が同じというところで、連携して恐らく安全面も配慮してくださるといふ、そういうことなんですかね。

○**次長兼協働推進課長** 御指摘のとおりです。以上です。

○**福元** 11号議案について、選定の集計結果が557、それからA社のほう521ということで、選ばれたほうは800点満点中557の、大体7割くらいなのかなというところで見ただけですけども、併せて12号のほうもなんですけども、600点満点中426、こちらは1団体になりますけども、こちらもやっぱり7割ということで、評価基準があるとは思いますが、その辺りの大体7割というところに落ち着くという、さじ加減というのはあたりするのでしょうか。

○**次長兼協働推進課長** まず、評価基準点というのがありまして、それを6割と見えています。ですので、それを超えて7割を取ってきているので、要求水準以上と見えております。以上です。

○**福元** そうしましたら、例えば12号のほうは、国際交流のほうは1団体ということで、毎回、こういう場合でも毎回大体7割ということで数字は取ってくる感じということで理解してよろしいですか。

○**次長兼協働推進課長** そうですね、どのぐらいの配点を取ってくるかというのは、応募団体の提案内容によりますので、ちょっと何とも言えない。ただ、その基準点の6割というのは、多分今後もそれを下回ったら採用しないという感じになると思います。以上です。

○**福元** そうしましたら、必ずしも7割ということではないけれども、6割というところで基準があって判断、見たところ7割の数字が出てきたということで理解してよろしいですね。ありがとうございます。

○**副委員長** では、この際、委員として質疑、私、行いたいので、委員会条例の第12条の第2項の規定によりまして、年長の委員である山田一委員に委員長の職務を行っていただきます。山田委員、よろしくお願いします。

○**臨時委員長** それでは、暫時委員長の職務を行います。

○**日下** それでは、議案の11号、柏市民交流センター及び市民ギャラリーについて質問をいたします。まず、価格についてなんですが、市の予定価格が2億1,600万円で、アクティオ提案が2億1,589万円で、その差は僅か1万1,000円ということなんですが、もう一社、A社の提案というのは幾らだったのでしょうか。

○次長兼協働推進課長 候補団体にならなかったところの情報は、非公開情報になっていると思います。以上です。

○日下 アクティオは東京の会社だということなんですが、先ほどの質問でA社も柏市以外のところだということですよ、A社についても。アクティオの指定管理料は、前回と比較してどうでしょうか。

○次長兼協働推進課長 前回と比較しまして、5年間の総額で約3,092万円ほど高いです。年間ですと約570万円増額となっています。以上です。

○日下 この5年間のこの指定管理者の収支決算はどうでしょうか。27年度から28年、29年、30年、令和元年度とお示してください。黒字か赤字か。赤字だったら幾らか、お願いします。

○次長兼協働推進課長 まず、28年度は約230万円の赤字、29年度は約118万円の赤字、30年度は約160万円の赤字、元年度は約240万円の赤字。以上です。

○日下 ちょっと私が頂いている資料と若干金額が違うところがあるんですけど、全体として毎年赤字ということですよ。200万とか400万のときも、私は資料で見ているんですけど。こういうふうに一見赤字なんですけども、これ赤字になった場合って、ここはどういうふうにしているんですか。

○次長兼協働推進課長 全て指定管理者側のほうで、それを補填する形になっています。ただ、今回このアクティオの事業収支決算の方法は、いわゆる間接経費を計上しているんですね。つまり本社管理費というのを10%とか計上していて、ですのでも毎年こうやって200万程度の赤字は計上されるものの、本社利益というのには常にそれを超える部分がありますので、いわゆる本来の赤字と言えるかどうかというのはちょっと解釈が難しいかもしれません。以上です。

○日下 私、その経理のことよく分かんないんですけど、ここって柏の営業所というんですか、何なんですか。

○次長兼協働推進課長 営業所ですか。

○日下 よくこの本社と言いますよね。東京のことを本社と言うんですが、柏のその事業所というのは何なんですか。その本社の中に組み込まれているということなんですか。

○次長兼協働推進課長 本社で採用されるというよりは、本社で新たにパレット柏を管理するという任務が生じたので、パレット柏という現場で働く人を新たに採用して雇っているというところだと思います。

○日下 その会社の仕組みというのがよく分からないので、ここが指定管理者が赤字を出している、毎年毎年200万、300万と赤字を出している、そのお金がどこで補填されているのかなというふうに思うんですけど、今の答弁で本社という言葉がありましたので、本社が補填しているのかなというふうに思うんですけど、その本社の管理料って幾らぐらい、その利益から管理料を取っているわけですよ。幾らぐらいですか。

○次長兼協働推進課長 これはあれですか、提案の御質問で。

○日下 いや、決算です、決算で。

○次長兼協働推進課長 本社管理費という名目ですけれども、平成28年度だと約630万、29年度だと約640万、30年度だと720万、元年度だと約690万。以上です。

○日下 そうしますと、先ほどの赤字分よりも本社管理料というのは、たくさん利益を上げているということですよ。それで、このアクティオ、名前を出しますが、アクティオさんは文化会館もアミュゼ柏も指定管理やっているわけですけど、ちなみに今おっしゃった本社管理費というのは、アクティオさんは文化会館では約1,200万円を超える管理費を取っているんですね、上げているんですね。それから、アミュゼ柏についても、毎年1,200万円を超える管理費を上げているわけなんです。そんなわけで、かつてはアミュゼ柏も、それから文化会館も別々の指定管理だったと思うんですが、それが一本化されてアクティオさんがアミュゼも、それから文化会館、今回市民交流センター、今お聞きしますと、この東葛管内のかなりのところで、このアクティオさんは仕事を持っていらっしゃるということで、こうして大手がどんどん、どんどんその仕事を取っていく。民間ではあることなただけ、行政の仕事もこうやって大手がどんどん、どんどん取っていくという、こういうものって、行政として地元のその業者の養成という点でいかなものかと思うんですが、いかがですか。

○次長兼協働推進課長 確かに柏市内にこれを請け負ってくれる事業者があれば、それにこしたことはないと思っています。ただ、5年前の応募団体の所在地を見ましても、当初5団体応募がありましたが、市内はありませんでした。ですので、今回の募集要項においても、市内というような縛りはつけずに行った次第です。

○日下 やっぱり何て言うんですか、規模の小さいところがどんどん淘汰されていく。大手がどんどん、どんどん行政の仕事も取っていくというこの仕組みは、いかなものかというふうに思うわけですよ。指定管理者の再委託というのは、仕様書で禁止されていると思います。再委託する場合は地元業者へという取決めは、アミュゼ柏の場合はあるんですが、市民交流センターも同様ですか。

○協働推進課副主幹 今回仕様書のほうに、特に市内の企業に再委託ということを入れていませんので、再委託をする場合には、必ず申請書のほうで明記するようというふうな形になっております。ただ、実際今の清掃委託のところを市内事業者に対して再委託しております。以上です。

○日下 アミュゼ柏には、仕様書に明記されておりました。ですから、市民交流センターについても明記が必要だというふうに思います。どんな事業が再委託されて、地元の業者にいつているんでしょうか。

○次長兼協働推進課長 清掃業務です。以上です。

○日下 先ほど申しましたように仕様書に明記してほしいというふうに思います。

コロナの影響で、休館、閉館があったと思うんですが、どうだったんでしょうか。

○次長兼協働推進課長 2月、3月、4月と休館しております。以上です。

○日下 その間の従業員の雇用はどうだったんでしょうか。

○次長兼協働推進課長 休館に伴って職員が必要ないときは出勤をさせないという措置もありましたけれども、例の雇用調整助成金を使ったり、小学校休業等対応助成金、そういったものを使って、休んでいても労働者に賃金が払えるような措置をするというふうには報告を受けております。以上です。

○日下 それは、きちっと確認をしてほしいと思います。

最後になりますけれども、私、決算のときもこの赤字になった要因について伺ったところ、それから選定委員会の議事録にも、来館者の想定が当初は15万から20万だったんだけど、40万来たと。それが、人件費がかさんで赤字になった要因だというようなことを決算委員会でもおっしゃったように思うんですが、私なんかの考えでいきますと、利用者が増えれば赤字になるんじゃないかと、黒字になるんじゃないかというふうに思うんですけど、それはどういうことなんですか。

○次長兼協働推進課長 そうですね、利用料金を取っているので、当然そのような考えに至るんですけれども、その利用料金設定というのが、受益者負担率で申し上げますと、今15%です。ですから、丸々、100%ってあり得ませんけど、利用料金を取れば当然その分収入が上がりますので、あえて支出が増えるということはない。ただ、人が、来場者が増えれば、例えば今回の場合、具体的に申しますと市民ギャラリーを設置したり、立ち会ったりする職員がやっぱりどうしても張りつかないとか、あとはパレット柏の中だと、コピーをしたり印刷をしたりする部屋があるんですけれども、あそこが非常に人気で、そこを使うときもお客様だけに使用させるのではなくて、やはり職員がついて説明をしたり紙を補充したりしなきゃいけなかったんで、その分新たに人を雇ったというところで人件費が多くなったということでございます。

○日下 ああいう市民交流センターとても人気ありますし、これからもどんどんその利用を広げていきたいし、利用してほしいと思うわけですがけれども、今のその論理でいきますと、利用者が増えれば増えるほど赤字になるということであるならば、そもそもこういう交流センターというのは指定管理者になじまないんじゃないんだろうかというふうに思うんですね。いかがですか。

○次長兼協働推進課長 そうですね、直営というやり方もありますけれども、やはり民間が持つノウハウですとか、あと専門性ですとか、そういったことを考えたり、あとその経費面で言えば、例えば消耗品や備品、印刷をするにしても、民間の業者であれば、例えば通販サイトを利用することもできますし、100円ショップで買うこともできますし、そういった意味でサービス向上面だけじゃなく、経費面でも明らかに直営よりはいいということが積算できましたので、指定管理者が適正であると思っております。以上です。

○臨時委員長 それでは、副委員長と交代します。

○副委員長 ほかにございませんですね。

これより順次採決をいたします。

○副委員長 まず、議案第5号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（中央体育館改修工事（建築工事））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○副委員長 次に、議案第11号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○副委員長 次に、議案第12号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○副委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構でございます。御苦勞さまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いしたいと思います。

それでは、ちょうど30分がたちましたので、暫時休憩いたします。

午後 2時休憩

○

午後 2時 4分開議

○副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○副委員長 次に、請願を審査いたします。請願の第1区分、請願22号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書について、請願23号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書について、請願29号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について、請願30号、国連の核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書についてを一括して議題といたします。

本4件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○内田 それでは、本案を一括して意見表明いたしますが、意見表明の前に執行部に確認したいことがございますので、質疑を許可いただけますでしょうか。

○副委員長 執行部にですか。

○内田 はい。

○副委員長 どうぞ。

○内田 それでは、執行部のほうに幾つか質疑をいたします。

まず、今般核兵器禁止条約が発効されるという運びになったわけですが、この重みを執行部としてはどう受け止めますでしょうか。

○次長兼協働推進課長 この条例は、核兵器禁止というのを初めて明記した国際条約でありまして、新たな動きであると捉えております。以上です。

○内田 新たな動きということでございますが、柏市も平和首長会議においては核兵器禁止、廃絶を訴えてきているわけですが、前委員会でもお伺いしましたけれども、平和首長会議の目的は、核兵器廃絶あるいは禁止を目的として同会議に加盟しているという事実で確認できるでしょうか。

○次長兼協働推進課長 平和首長会議の目的は、核兵器廃絶という目的、当然ございます。以上です。

○内田 そうしますと、今次長がおっしゃられた新しい動きというのは、大きな進展であるというふうに考えます。それで、本市の平和都市宣言でございますが、平和都市宣言でも核兵器の廃絶、禁止を訴えている、呼びかけているという確認でよろしいでしょうか。

○次長兼協働推進課長 はい、核兵器廃絶というのは平和都市宣言の中に含まれております。具体的に申し上げますと、非核三原則の堅持、核兵器廃絶と軍備縮小というのを表明しております。以上です。

○内田 執行部の解釈、認識の解釈でございますけども、廃絶と禁止というのは類似語としてお考えでしょうか。

○次長兼協働推進課長 そうですね、廃絶という言葉は使っております。ただ、禁止がどうこうというのは、この場ではすみません、説明、言及するのはどうかと思っています。以上です。

○内田 その辺はしっかり解釈のほうは研究していただきたいと思います。今の執行部の話を受けて、少なからず執行部のほうは核兵器禁止条約の批准、今回核兵器禁止条約が発効されることになったことに対しては後ろ向きではないと、私は受け止めております。やはり日本は戦争被爆国であるということが、まず一つ言えます。それから、やはりアメリカの依存、核の傘の下ということも、これはまずいですし、日本が核を持つということは当然許されないこととございます。それと、一方でアジア近隣諸国に対しても核兵器の廃絶、禁止を明確に日本が訴えることで、私は近隣諸国との調和した関係も構築できるのではないかと思いますし、よく言われます核保有国と核非保有国の橋渡しというのであれば、その橋渡しの一つとして、私は、核兵器禁止条約に日本も署名及び批准をすべきであるということを目指いたします。今後の議論によっては、また意見表明をさせていただきます。一旦終わります。ありがとうございました。

○橋口 私からも意見を述べさせていただきたいと思います。この請願に関して、

私ども反対をしているわけではないんです。そのとおりだと思っています。核兵器は、世界でやっぱりこれ廃絶すべきであると。その考え方は全くそのとおりだと思います。今世界を見たときに非核保有国と核保有国との温度差、格差、溝、これがどうしても埋まらないというのが現実です。その上で私どもは、その核保有国に廃絶に向かったの橋渡し役として対話を重ねてきているのが、今の現状なんです。

その上で今回この請願に対しては継続を求めたいんですけれども、その理由は今の話したとおりなんですけれども、目的はあくまで世界の平和です。その上で今現状、大国である国に、日本はどうしても日米安保というか守られているというのが、これは避けがたい事実なんです。その上でその核保有国である大国に対して、極端なことと言えば反対意見を日本政府が求めた場合に、だったら今まで守ってきたけど、おたく、日本は自分たちでやりなさいよ、言われたときに、どうなるか分かりませんが、仮にそうなったときに目的として手段を誤ってはいけません。今はこの請願のときでないということを行っているんです。反対しているんじゃないんです。今は時期でない。そういったことを核保有国に対して認識していただいた上で、手段としてこれを使うのは、僕は結構なことだと思います。アプローチとしてはいいと思います。でも、今目的を誤って、国民をどう守っていくんだという目的を見誤った場合に、本当に嘆き悲しむのは国民じゃないのかな。確かに日本が世界に向かって批准を求めること、国が旗を上げて、かっこいいですよ。でも、現実この国民を、僕この間も言いましたけれども、本当にそれで守れるのかといったときに、その守る手段がどうしても見えない。この間もお話ししましたけれども、だったらこういう方法があるという明確なものがあれば、私どもも考え方を改めて、今すぐにでもという考え方はあります。でも、今現時点でそのことがどうしても見えない。国民を本当に守れるのか。市民をどうやって守るんだといったときに、その答えが見えない。そういう意味で今回この、反対しているんじゃないんです。私はどうしても、これは本当に厳しいところです。今回この請願に対しては、そういった意味で継続を求めたいなど。今はその時期でないという意味で継続を求めたいと思います。

○内田 貴重な御議論ありがとうございます。私の考えとしては、やはり日米の距離を置いていくということが、一つの解決策になっていくと思います。

もう一つは、今タイミングでないという御指摘だったですけれども、核兵器禁止条約が発効されるという時期だからこそ、私は、今がタイミングであるということをも主張申し上げるところでございます。以上でございます。ありがとうございます。

あと、ちょっと意見交換したい点がございまして、核兵器禁止条約の締約国にオブザーバー参加するという請願が出てございますが、このオブザーバー参加については、様々な立ち位置からオブザーバー参加は可能だと思うんですが、この辺について、もし意見等があれば御鞭撻いただきたいなと思います。

○副委員長 じゃ、ただいまの内田委員の意見について、オブザーバー参加について御意見のある方。

○大橋 すみません、締約国会議のオブザーバーなんですけども、これ今現状で参加されている国があるのであれば、ちょっと教えてください。

○副委員長 どこに質問ですか。

○大橋 協働推進課の……

○副委員長 じゃ、執行部答えられますか、どうぞ。

○次長兼協働推進課長 把握はしてございません。

○大橋 すみません。じゃ、そもそもその締約国会議の中で、そのオブザーバーといった、そういった制度というものがそもそもあるのかというのが分かれば教えてください。

○次長兼協働推進課長 ちょっとその辺のルールですとかも、ちょっと私ども情報を持ち合わせておりません。以上です。

○副委員長 じゃ、ほかに御意見ございませんか。私、じゃまた山田委員に職務を交代していただいて。

○臨時委員長 それでは、暫時委員長の職務を行います。

○日下 じゃ、今の大橋委員の質問なんですけども、今回出されているオブザーバー参加の請願主旨には、今度開かれる締約国会議、締約国会議というのがこれから開かれるんですけども、そこにオブザーバーとして参加してほしいという、そういう請願なんです。ですから、過去のあれですかね、過去のその会議ですか、NPT会議についてですかね、恐らく私、ちょっとそこは正確ではありませんが、あると思います。参加している国はあると思います。

さて、幾つか何点かにわたって報告のような形になりますが、発言させていただきたいと思います。まず、条約をめぐる国内の動きなんですけども、この間、地方自治体でこういう意見書の採択というのが行われてきまして、着実に増えているんですね。12月10日現在で499の自治体へと広がってきました。県によっていろいろなんですけど、岩手県のように100%採択しているところもありますし、県内で1自治体というところもありますし、千葉県は我孫子市、勝浦市に加えて、新たに鋸南町が意見書を採択しまして、これで3つになりました。全国的にはやっぱり最低のほうだと思うんですが、日本全体としては今3割近くに、着実に増えてきているというのが現状です。議会では3割弱なんですけども、国民の意識がどうなっているかということなんですけども、今年の6月から7月にかけて日本世論調査会というのが調査を行ったんですね。ここでは、圧倒的多数が条約への参加を望んでいます。日本は核兵器禁止条約に参加すべきと答えた人が72%で、すべきでないというのが24%なんです。そのすべきでない24%の中の理由は何かの問いに、核抑止力は必要というのが、その中の36%で、全体として核抑止力というふう立つ国民の意識というのは、全体の8%から9%にすぎないということなんです。核の傘論、核抑止力論というのは、非常に少数派だということが1点目。

2つ目に、国連で日本政府の評価がどうなっているかということについて、発言したいと思うんですが、日本は唯一の戦争被爆国として、1994年からずっと毎年核

兵器廃絶の決議案を出してきました。この決議案が、だんだんこの内容が変質してきているんですね。2018年までは、核兵器使用については深い懸念を示していますと、こういう文言だったんですが、これがだんだん、だんだん変質して変わってきて、非人道的な結末を認識する、こういうふうだんだん変わって弱い表現になってきているんです。これは、もう明らかにアメリカに配慮した文言でありまして、この意見書では核兵器禁止条約にも触れていないんですね。この日本が出す核兵器決議案については、2016年には109か国が共同提案してきたんですが、これがどんどん、どんどん減って、2019年には56か国になって、今年の2020年には26か国、4分の1に落ち込んでいるんですね。また、その意見書に対する賛成というのも、昨年より9か国減っています。そもそも最初はそれなりの内容だったんですが、圧倒的多数の国が賛成していたんですけども、これがどんどん、どんどん変質するに従って減ってきているということです。

それから、3つ目に、非批准国の中での変化なんですけど、例えばNATOの加盟国のベルギーでは、アメリカの核兵器がここに配備されているんですけど、ここでも9月に発足した連立政権が条約に前向きな宣言を表明して、64%の国民が支持をしている。ドイツでも、NATOの加盟国なんですけど、ここも66%の国民が条約を支持していて、非批准国の中でもこういう変化が生まれてきているということなんです。

4つ目には、日本政府の姿勢の問題なんですけども、先ほど橋口委員がその橋渡し論を言った、それから日米安保条約の問題も言いました。日米安保条約の議論をやりますと、これはもう本当に延々幾ら時間があっても足りない。私たちは、この日米安保条約によって日本が守られているというふうには思わないし、日本の平和が今日まで守られてきたのは、やっぱり憲法、これによるものだと思いますし、またこれまで長い戦後の運動によって、日本の平和、唯一の戦争被爆国としての様々な運動があったわけですよ。こういう中で、私が伺いたいのは、どうやって橋渡しするのということを本当は聞きたいんですけどね。橋渡しというんだったら、橋を架けなくても国連総会やNPTR再検討のプロセスですとか、ジュネーブの軍縮会議など、両者が席を同じくして議論する場というの幾らでもあるわけですよ。日本政府の橋渡しというのは、先ほどの国連の決議案にも示されているように、もう変質してきていますし、保有国の立場に立ったもので、橋渡しでも何でもないとこのように考えるわけですよ。橋渡しを主張するならまず、これからある締約国会議、ここにオブザーバーとして参加すべきだ。これが橋渡しの第一歩だというように思うわけですね。以上長くなりましたが、よろしく申し上げます。

○臨時委員長 それでは、副委員長と代わります。

○橋口 意見ですからね、議論というんじゃなくて、あくまで僕の考え方をお話させてもらうんで、日米安保だとか、そういったことを僕、強く言ったわけじゃないんですよ。日米安保、それ話が始まったら切りがないんで。そちらの政党は、自衛隊だって反対でしょう。そんなところ議論したって話になんない。今現実を見て

くれという話で、橋渡しをどうやってやるんだって。うちの政党の代表は、各国、アメリカもそうですけども、韓国も行って、そういったことを説いてきているんです。そちらは何やっているんだという話ですよ。僕はそうやって橋渡し役として、見えないようだけれども、その一枚一枚の重ねる努力が必要じゃないかという話をしてきているんです。それもやらないで一気にこの話を持っていったときに、手段としてそれを選んだときに、本当にもし世界から相手にされなくなっちゃったときに、どうやって国民を守るんだ。そうやって判断を見誤って国民を泣かせてきた歴史があるから、今は判断を見誤っちゃいけない、こうやって俺言っているんだ。それを、僕が言ったことのちょっとした、つまんで、日米安保がどうだとか、そんな議論、俺はやるつもりなんか全くない。今どうやって守ったらいいのかという話をしてきているんだから。そこをちょっと考えてもらえないかなと思います。これで何回もまた往復の議論なんてしたいと思っていないから。あくまで僕の意見として聞いてくれ。これで終わらせてもらいたい。

○山田 本当にこれまた今回も大事な請願が出てまいりましたけれども、以前からいろいろ、もう少し猶予、事の推移を見守りたいと、時間を頂戴したいということで私も述べているわけですけども、今回もいろんな情報の中で、時、目まぐるしく動いてまいりますので、私たちの判断する状況のこともまだ大いに足りませんよ。事は、世界は本当に動いてきちゃっているということでございます。

ちょっと長くなっちゃうんで申し訳ないんですけども、核兵器のこの廃絶を強く求めることは、これは当然であります。我が国の本当にこの戦禍の下で、この全世界でただ一つ、この地球上でただ一つですよ、市民まで巻き添えを食ったと、こういうことで戦争が終わったという、細かいこと言うのはまたいろんな場を持ちたいと思いますけれども、第二次世界大戦のこの終結に当たって国際社会は、国際社会の文明の進捗と、それと発展を時代誓約すると、こういう決議をしたはずですが、しかしながら、時代進行の中で課題解決はちっとも整理ができておらないで、ますます先の見えない混迷が増幅していると、こういうような緊張感の中であるわけです。いろいろダブって、私も勉強不足ですから、ひとついろんなことがオーバーラップして話しちゃうかもしれないけれども、それ以上にグローバル化は弱者格差社会がますます生じてきて解決ができません。とりわけこのコロナ禍にあって、国際社会の経済、格差ブロック経済がますますできていくと、私は思っています。そして、国際秩序には力関係が強く働いていくのではないかと、こういうふうに私は危惧している一兵卒です。

そして、平和の国際的均衡維持でありますけれども、今橋口委員もいろいろ話しましたけれども、平和をどういうふうに維持していくかということは、ただ実情我が国の、日本が特に脅かされていると、私もそういうことに関しては緊張感を持っている一人です。この請願の主旨の議論の中にも、時々申し上げておるんですけども、領土竹島における韓国の実効支配、それから尖閣諸島の中国による領海侵犯の脅威が、穏やかに国際秩序の中で日本がこれから市民の行く末を考えている中で

も、まずやっかしい問題で入ってきました。先般の中国と日本の外相会議でも、中国の王毅外相は、共同宣言の中で尖閣諸島に日本側が領域を侵さないように、こういう発言をされておりますよね。中国の法執行権まで主張されてまいっているわけでございます。かく中に、今は国際緊張の中でイランでも核燃料、ウラン増殖が語られて、隣国台湾でも中国脅威抑止にF戦闘機、軍備増備が検討されているというようなことでございます。これは報道ですよね。私もこれに追っかけるような勉強が足りません。しかし、私としては、防備は難しくなっていくでしょうし、ただその中で台湾も背に腹は代えられないということで、核配備の抑止力検討線上もあるやというようなことも評論家の中ではうわさされているのが、今回この緊張下の中に増殖されていることでございます。

それで、私は今本当に、今核の抑止が効くのか効かないのかということも、この委員会でも議論になりましたけれども、AIとか、それからサイバー攻撃とか、それから宇宙戦争とか、そういうことで本当に私、日本自体でも方向性が国民に語れない。それから、私たちもそこまで追いついて勉強はできない、情報がないけれども、非常に脅威感がますます高まっているのが実情です。この中国の本当にすばらしいというか、よく平和利用に利用されてくれば結構ですけれども、このアメリカのF15戦闘機ですか、でもこの音速2倍だといっている、中国はその5倍の力も今技術改良で出てきているというような状況も報道されるのもございます。やっぱり全てが私の考えの中では、この請願に対しては本当にそのとおりだと、私も本当にしがみついても先兵になりたいですよ。だけども、私は日本単独の国力には限界がもうあると思っていますし、国際協調秩序の中でしっかり姿勢を取っていかなければ、日本の生きる立場はないし、難しい立場だととりわけ思っておる一人です。ですので、核保有国、非保有国の橋渡しの役割を、日本はもっとしっかり十分に果たさなければならないと思っている現状です。

ですので、私はこの請願の趣旨には本当に賛同いたしますけれども、私には勉強が足りない、日本の本当に、日本に生まれて国力、これからの日本の市民の安寧を、国民の存続をかけての国土を守り国力を上げ、世界平和の協調の中に参画させていただきたい。憲法があるといっている、あの主体は分かりません。あの憲法の条文、第1文の条文を見てください。主体は、これは個人的な見解ですけども、日本人が主役でしょうか。もう一度憲法の条文を見直してください。ですので、私は今の状況の中で本当に国力を上げて、日本の民族の世界秩序の中で平和を維持していくためには勉強不足で、何とか追いついていただきたいと。ですので、慎重に橋渡しの日本を、政府のしっかりした役割を努めてもらいたいという、さっき橋口君が言った、そういうような意味合いで、今の状況です。

○内田 私は、国力の議論も当然ございますけれども、やはりその一端を担っていくのは、アジア近隣諸国との歩調、協調であると考えておりますし、やっぱり核は基本悪なんだという説に立たなければならない。近隣諸国で核開発、核保有国もございますけれども、そういう国に核を放棄させていくという意味では、やはり日本

がリーダーシップを取って、核兵器禁止条約に署名、批准をしていく。最低限オブザーバー参加、締約国同士のオブザーバー参加をしていくことが、やっぱり近隣諸国との調和が保てることにもなりますし、アメリカとも今の関係でない形の関係が構築できていくのではないかということを中心とするところがございます。以上でございます。ありがとうございました。

○副委員長 ほかによろしいですか。積極的な発言ありがとうございます。

○副委員長 これより順次採決いたします。（「継続を」と呼ぶ者あり）継続。継続の主張がありました。

それでは、継続をお諮りいたします。

本件を継続審査とするに賛成の方の挙手、全て、全部でいいですか。（「全部言っつて」と呼ぶ者あり）22号で。まず、一つ一つやっていきます。

まず、請願22号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書について、まず。

今ありました継続の主張について、本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数でありますので、よって本件は継続審査すべきものと決しました。

○副委員長 次に、請願23号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書について採決いたします。（「継続」と呼ぶ者あり）継続ですか、はい。継続、全部でいいですね。

それでは、本件について継続審査を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は継続審査すべきものと決しました。

○副委員長 次に、請願29号、本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は継続審査すべきものと決しました。

○副委員長 次に、請願30号、本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。（「30号は主旨1だけお願いします」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。30号は、意見書の主旨1ですね。1について、本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ですので、継続審査すべきものと決しました。

○副委員長 次に、請願30号の主旨2、本件を継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ですので、継続審査すべきものと決しました。

○副委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

次に、専決処分について議題といたしますが、報告に関係のない執行部の方々は退席されて結構です。御苦労さまでした。

それでは、ここで休憩しましょうかね。休憩にしたいと思います。そろうまで休憩にさせていただきます。

午後 2時38分休憩

○

午後 2時43分開議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長 それでは、次に専決処分について議題といたします。

平成23年6月定例会において、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万円から200万円になりました。これに関連して50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告するというようになっております。

今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

なお、個人を特定するような発言には御注意ください。

では、報告をお願いいたします。

○南部クリーンセンター所長 今回定例会に御報告しました専決処分のうち、示談の締結及び損害賠償の額の決定について説明させていただきます。

番号は4番になります。初めに、このたび当センター職員が運転するじんかい車により、このような事故を起こしてしまい、また本市及び市民の方に多大な損害と御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

最初に、今回の事故は、物損と人身に関わる部分がございます。相手方の意向を踏まえ、物損の示談を先行して実施したもので、今回は物損に係る専決処分の報告となります。それでは、資料に沿って説明させていただきます。

事故の日時、場所は、8月19日午前9時44分頃、南柏二丁目市道です。事故概要につきましては、当センター職員が運転するじんかい車がごみ収集の作業中、次のごみ集積所へ車両を移動させる発進時に、じんかい車横に一時停止していた相手方の自動車に気づかず、車両同士が接触したものでございます。示談日は、令和2年11月5日でございます。物損の損害賠償の額は136万3,120円、内訳は御覧のとおりです。今後の対応としましては、先ほど申し上げましたが、人身の部分につきましては、現在でも相手方は治療中のため、引き続き相手方に対する丁寧な対応に努めてまいります。

最後に、事故原因と再発防止策でございます。収集作業を急ぐあまり、ごみ収集車、じんかい車の周辺の状況、それから安全確認を怠った運転手の不注意によるものでございます。事故当日には、事故を起こした職員から状況を聞き取り、すぐに臨時で安全衛生委員会を開き、事故原因や再発防止策を協議し、職員全員に周知したところでございます。今後も職員に対する事故防止、安全運転の教育と研修を継続的に行い、安全かつ事故のないごみ収集、運搬に努めてまいります。以上でございます。

○副委員長 それでは、ただいまの報告について質疑があれば、これを許します、どうぞ。

○内田 差し支えない範囲で結構なのですが、被害者の病状、傷病についてどのような状況か、お尋ねします。

それから、本市が加害になるかと思うんですが、運転者、あるいは助手席に同乗していた方の傷病の状況について、有無も含めてお尋ねをいたします。

それから、この事故の過失の割合というのは何対何になっているのか、出ている範囲で結構ですので教えてください。以上でございます。

○南部クリーンセンター所長 相手方の傷病は、肩を打撲、打撲傷でございます。じんかい車、私どもの職員の運転手、あるいは助手は、けが等はございません。

それから、過失割合でございますが、相手方が停止していたということで、ゼロ対100というか、全て市に過失がございます。以上です。

○円谷 すみません、ごみ収集車だけじゃなくて、公用車に保険に入るかどうかという話が以前あって、今どういう状況でしたっけ。一切入らないでやっているんですか。

○南部クリーンセンター所長 今は全部保険に入っております。

○円谷 入っている。

○南部クリーンセンター所長 はい。

○円谷 今回の賠償金は保険から出るということですか、そうすると。

○南部クリーンセンター所長 はい、保険会社から負担されます。

○円谷 分かりました、ありがとうございます。

○副委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。——なければ、質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○副委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。お願いします。

[事務局朗読]

○副委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○副委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとします。調査内容について、この場で御協議をお願いしたいと思います。何かぜひこういうこととというようなことがございましたら、ありませんか。（「委員長に一任します」「一任して相談をみんなに投げかけてください」と呼ぶ者あり）じゃ、コロナのこともあるんでね、ちょっとそのものによってはですかね。じゃ、本定例会後の閉会中の所管事務調査は、正副委員長に一任願います。

○副委員長 それでは、次に閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合は、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任願いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○副委員長 以上で本日の市民環境委員会を閉会いたします。

午後 2時50分閉会